

会 議 録

会議の名称	第 31 回 飯塚市都市計画審議会
開催日時	令和元年 7 月 5 日(水)13:30～14:00
開催場所	飯塚市役所本庁 2 階 多目的ホール
出席委員	依田委員、岡松委員、高倉委員、福澤委員、山本委員、小幡委員、福永委員、道祖委員、平山委員、谷川委員(代理:筑豊維持出張所長 高木 様)、市川委員、右田委員(代理:副所長 龍 様)、八尋委員、森委員、小田原委員、梶原委員
欠席委員	なし
事務局職員	堀江都市建設部部長、中村都市建設部次長、西岡都市計画課長、城戸都市計画課長補佐、本松都市政策係長、行武公園緑地係長、都市計画課職員 4 名、臼井住宅政策課長、樋口住宅政策課長、梅本係長、住宅政策課職員 1 名
	<p>城戸課長補佐</p> <p>それでは、定刻前ですけれども、皆さんお揃いのようなので、ただいまから令和元年 第 31 回 飯塚市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>私は本日の進行役を務めさせていただきます、都市計画課長補佐の城戸 でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、改選後、初めての審議会でございますので、開会に先立ちまして、任命書の交付を行いたいと思ひます。任命書の交付は、代表 1 名にお願いしたいと思ひます。</p> <p>任命書の交付日につきましては、前都市計画審議会の任期満了日の翌日であります令和元年 6 月 1 日としております。</p> <p>本来であれば、市長からお渡しするべきところですが、本日、市長は欠席でございますので、都市建設部の堀江部長から交付をさせていただきます。</p> <p>それでは部長、演台の前へお願ひいたします。</p> <p>委員を代表いたしまして、依田 浩敏様に任命書の交付を受けていただきますので、依田様、演台の前の方へお願ひいたします。</p> <p>堀江部長</p> <p>依田弘敏さま飯塚市都市計画審議会委員を任命します。任期は令和 3 年 5 月 31 日までの間とします。令和元年 6 月 1 日飯塚市長 片峯誠。</p> <p>城戸課長補佐</p> <p>依田様ありがとうございました。</p> <p>なお、各委員におかれましては、お手元の封筒に任命書を入れておりますので、</p> <p>後ほど、確認の方をよろしくお願ひいたします。</p>

それでは、引き続きまして、部長よりあいさつを申し上げます。

堀江部長

皆様、こんにちは。飯塚市都市建設部 部長の堀江でございます。本来であれば市長がごあいさつ申し上げるところではございますが、本日は市長が公務により不在の為、代わりに私が、飯塚市都市計画審議会に際し、一言ご挨拶申し上げます。

この度、皆様には、飯塚市都市計画審議会委員への就任につきまして、ご理解とご協力を賜り、心よりお礼を申し上げます。

本市は、人口減少と少子高齢化が進む中、持続可能な都市である、「拠点連携型の都市」を目指し、計画的な土地利用を進めるため、平成22年に飯塚市都市計画マスタープランを、市民の皆様との協働により策定いたしました。

また、平成24年3月に内閣総理大臣に認定を受けました飯塚市中心市街地活性化計画により、「民間活力を活かした空洞化の解消」と『健康』をキーワードとした都市の魅力の創造』を図ることを施策の方針として、平成28年度までの5年間事業を進めてまいりました。また、コンパクトな都市づくりの次のステップといたしまして、平成28年度は「飯塚市立地適正化計画」を、市民の皆様と協働にて策定いたしました。このような取り組みが国の評価を受けまして、平成29年5月には「コンパクト・プラス・ネットワークに取り組むモデル都市」に選ばれた次第でございます。

報告させていただきました、これらの取り組みの成果は、本審議会に諮りながら進めてまいりました結果でもあり、それゆえに、今後も飯塚市立地適正化計画の進捗管理や評価、

また、本年度から令和4年度までの4年間で飯塚市都市計画マスタープランの見直しを考えており、飯塚市のまちづくりの方向性や土地利用に関する審議等、本審議会において大変重要な役割を担っていただくこととなります。

さて、本日は次第書にございますように、付議事項1件と、報告事項が2件ございます。

現時点での進捗状況や内容・スケジュール等について再度ご報告させていただきますものとなっております。

審議された皆様のご意見をもとに、飯塚市がさらなる発展をとげることができるよう尽力してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに本審議会のますますの発展と委員の皆様方のご活躍を祈念申し上げまして、簡単ではございますが、私のあい

さつとかえさせていただきます。本日はよろしくお願い致します。

城戸課長補佐

以上で、任命式の交付を終了させていただきます。

それでは、本日の議事事項に入ります前に、演台の移動等を致しますので、しばらくお待ちください。

お待たせいたしました。審議会を再開させていただきます。

議事に移ります前に、次第書には記載しておりませんが、改選後初めての審議会でございますので、順不同ではございますが、各委員のご紹介をさせていただきます。

お名前を呼ばれた委員におかれましては恐れ入りますが、その場で結構ですので、一言だけ、ご挨拶をお願いいたします。

まず、学識経験者の方から順番にご紹介させていただきます。

近畿大学産業理工学部 建築・デザイン学科 学科長の依田 浩敏 委員です。

依田教授

依田でございます。どうぞよろしくお願い致します。

飯塚商工会議所 理事・事務局長の 岡松 明人 委員です。

(あいさつ)

いづか男女共同参画推進ネットワーク 副代表の 高倉 安子 委員です。

(あいさつ)

飯塚市農業委員会 会長の 福澤 正剛 委員です。

(あいさつ)

飯塚市商工会 副会長の 山本 恵治 委員です。

(あいさつ)

次に市議会より

飯塚市議会議員の 小幡 俊之 委員です。

(あいさつ)

同じく飯塚市議会議員の 福永 隆一 委員です。

(あいさつ)

同じく飯塚市議会議員の 道祖 満 委員です。

(あいさつ)

同じく飯塚市議会議員の 平山 悟 委員です。

(あいさつ)

次に関係行政機関より、
国土交通省 九州地方整備局 北九州国道事務所
事務所長の 谷川 征嗣 委員につきましては、
本日欠席でありますので、国土交通省 九州地方整備局 北九州国道
事務所
筑豊維持出張所長の 高木 賢史 様に代理で出席いただいております。

(あいさつ)

飯塚警察署 交通課長の 市川 隆一 委員です。

(あいさつ)

福岡県飯塚県土整備事務所 所長の 右田 隆雄 委員につきましては

本日欠席でありますので、福岡県飯塚県土整備事務所 副所長の
龍 啓明 様に代理で出席いただいております。

(あいさつ)

福岡県飯塚農林事務所 農山村振興課長の 八尋 康徳 委員です。

(あいさつ)

続きまして、住民代表といたしまして

飯塚市自治会連合会 副会長の 森 昭 委員です。

(あいさつ)

飯塚市自治会連合会 理事の 小田原 嘉朋 委員です。

(あいさつ)

飯塚市自治会連合会 理事の 梶原 省三 委員です。

(あいさつ)

城戸課長補佐

次に、事務局を紹介させていただきます。

都市建設部 部長の 堀江 です。

都市建設部 次長の 中村 です。

都市計画課 課長の 西岡 です。

以上で、事務局の紹介を終わります。

続きまして、本審議会の成立につきまして、ご報告いたします。

本日の審議会は、委員 16 名中、過半数以上の 16 名の方にご出席いただいておりますので、飯塚市都市計画審議会条例第 7 条第 3 項の規定により、本審議会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

本日の審議会に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。事前にお配りしておりました資料として次第書と委員名簿が 1 枚ずつ、報告第 1 号「都市計画審議会について」が 1 綴り、報告第 2 号「筑豊広域都市計画公園の変更について」が 1 綴り、をお配りしております。

また、別紙で都市計画マスタープランの予定表をお配りしております。

以上、合計 5 種類の資料となっております。ご確認ください。よろしいでしょうか。

城戸課長補佐

それでは、本日の議事に入ります。

なお、議事録作成の関係上、ご発言されるときは、挙手をしていただき、事務局がマイクをお持ちいたしますので、名前を述べられてから、ご発言をしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

議案第 1 号 飯塚市都市計画審議会会長の互選について 審議をお願いしたいと思います。

本審議会の会長につきましては、今回が委員の改選後初めての審議会となっておりますので、選出していただきたいと思います。

なお、会長につきましては、飯塚市都市計画審議会条例第 6 条第 1 項の規定により、委員の中から決定することとなっております。

どなたかご推薦等はございませんでしょうか。

道祖委員

会長につきましては、近畿大学の依田教授を推薦したいと思います。

依田教授は今日まで飯塚市都市計画審議会のメンバーとして、また本審議会の会長を歴任されておりますので、これまでの過程等を十分ご承知の方でありますので、依田教授が会長に相応しいと思いますので、よろしく申し上げます。

城戸課長補佐

ただいま依田委員を会長にとの、ご推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、依田委員を会長とすることに決定いたします。なお、会長となられました依田委員には都市計画審議会条例第7条第2項の規定により議長となり議事を進行していただくこととなりますのでよろしくお願ひいたします。

以上で、議案第1号 飯塚市都市計画審議会会長の互選について を終わります。

ここで依田会長には、議長席へ移動していただきまして、会長就任のごあいさつ及び議事の進行をお願ひいたします。

議長 (依田会長)

皆様、改めましてこんにちは、ただいま、会長に推薦を受けました近畿大学産業理工学部の依田と申します。これまでもこの審議会の会長を務めて参りましたけれども、先程、部長の方からもお話がありましたように、都市計画マスタープランの見直しですとか、あるいは立地適正化計画の評価ということが思考しなくてはいけない時期になりました。委員のみなさまには色々とお面倒をおかけすることがあるかと思ひますが、審議会の中で、活発な議論をしていただきながら、飯塚のまちづくりに貢献していただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 (依田会長)

座ったままで恐縮ではございますが、次第に沿って、議事を進行してまいります。

本日は、2件の報告事項となっております。

それでは、「報告第1号 飯塚市都市計画審議会について」事務局より説明をお願いします。

報告第1号：都市計画課 (西岡課長)

都市計画課 課長の西岡でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。

座って説明させていただきます。

それでは、報告第1号「飯塚市都市計画審議会について」ご説明いたします。

本日、飯塚市都市計画審議会の報告に伴いまして、委員の皆様へ2種類の資料を配布しております。

1つ目は「資料1」といたしまして「飯塚市都市計画審議会について」と書かれた資料、

2つ目はファイルに綴じて配布しております飯塚市都市計画審議会の条例と規則でございます。

本日は、資料1にてご説明いたしますので、準備のほどよろしく願いいたします。

今回は委員改選後、初めての審議会ということでもありますので、初めて委員になられる方には説明の意味で、また、以前から委員をしていただいている方については再度、確認の意味もこめまして、飯塚市都市計画審議会について説明させていただきます。

それでは資料1をご覧ください。

大きく分けて

「1. 都市計画審議会の目的と役割」

「2. 委員報酬について」

「3. 審議会の公開について」

以上、3つのことについて説明してまいりたいと思います。

それではまず左ページの一番上、「1. 設置の目的と役割」のところをご覧ください。

なぜ都市計画審議会が設置されている理由について、理由を説明させていただきます。

都市計画は、都市の将来の姿を決める非常に重要なものであります。また、土地に関する権利に制限を加えるものであることから、行政機関や住民の利害関係を調整し、さらには利害関係のある人の権利や、利益が損なわれないように適正に保護していく必要があります。

そのため都市計画法の第77条2の中で市町村長の諮問に応じて、都市計画に関する事項については調査・審議するために都市計画審議会の設置、及び組織・運用に関する条例化が規定されています。

また、同じく都市計画法の第19条第1項において、「都市計画は市町村都市計画審議会の議を経て決定するもの」と規定されております。

そこで(1) 条例による位置づけ、にあるように、飯塚市でも飯塚市都市計画審議会条例(以下「条例」と言います)を定めて、飯塚市都市計画審議会を設置しております。

続いて(2) 飯塚市都市計画審議会委員の構成についての説明に移り

ます。

条例の 2 条、3 条と飯塚市都市計画審議会規則の 2 条により委員の構成を定めております。

まず規則の第 2 条をご覧ください。

審議会委員はまず、学識経験のある方が、が 5 名以内

次に、飯塚市議会の議員の皆様が 6 名以内

関係行政機関の皆様が 4 名以内

最後に本市に住所を有する方として 5 名以内、

こちらは自治会連合会の皆様をお願いをしているところでございます。

以上のことから条例第 2 条のように、20 名以内で構成されるように取り決めております。

このことから、紙面の中段に記載のとおり、現在の委員の人数は表の上から 5 名、4 名、4 名、3 名の 16 名で構成されております。

また関係行政機関については規則第 3 条に基づき、委任状により代理人を出席させることができます。この場合、代理人は議決に加わることができます。

では、(3)決議についての部分の説明に移ります。

飯塚市都市計画審議会の議決は条例第 7 条にあるように出席委員の過半数を持って決定いたします。

しかしながら、この後、ご説明いたしますが、本市では決議に至るまで、市民等を対象に 2 回の計画内容の縦覧及び意見聴取、また本審議会へも、法定に基づかない報告を 2 回行うことの運用をしております。

なお、過半数以上の出席がなければ審議会そのものを開催することはできません。

では、飯塚市都市計画審議会がどのように都市計画決定とかかわっているのかを

図にまとめましたので紙面の下の「飯塚市都市計画決定の流れ」と書かれた図をご覧ください。

図に原案の作成から最終的な都市計画決定までの流れを矢印で示しています。

下のほうに飯塚市都市計画審議会のかかわり方を示しております。

①②③と都市計画審議会が 3 回開催されますが、③のみが法律に基づくものであります。①②は法律に基づかないものではございますが、意見聴取の場として都市計画審議会を開催しております。

まず①ですが都市計画の原案の段階で審議会に報告しまして、委員の皆様の見解を聴取しております。

続いて、①都市計画審議会、公聴会等で出された意見、そして原案を基に案を作成し②の都市計画審議会です。再度意見聴取させていただきます。その後、県と事前協議をして案を確定いたします。確定した案に対して、都市計画審議会の付議をするために③の都市計画審議会を開催いたします。

③にて都市計画決定することが適当であるか否かの議決をいただきます。

その後、県知事への協議を経て④の都市計画決定となります。

なお、都市計画審議会のタイミングは多少前後することもございますので、ご了承ください。どのようなことを審議してきたかについては紙面の右上に「主な審議案件」として載せておりますのでご覧ください。審議の案件は付議(ふぎ)を求めるものと、その他意見を求めるのみのものでございます。

続いて2の委員報酬について、こちらは条例に基づいて、委員報酬と、交通費として費用弁償をあわせてお支払させていただいております。開催通知にも同封させていただいておりますが、口座振り込みの手続きの際には請求委任の委任状が必要となりますのでご協力お願いいたします。

最後に3の審議会の公開についてですが、飯塚市都市計画審議会は「飯塚市審議会等の設置及び運営に関する規程」及び、「飯塚市情報公開条例」に基づいて公開をしています。

公開の方法といたしましては 会議録を HP と市役所 1 階にございます情報公開コーナーで閲覧できるようにしております。

また、飯塚市都市計画審議会の傍聴も可能となっております。

以上、「飯塚市都市計画審議会について」の説明を終わります。

議長 (依田会長)

はい、どうもありがとうございました。ただいま、審議会についての説明をしていただきました。ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。特に新しく委員になられた方、どういう風に進めていくかとか、分からないと思いますけどよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

ないようですので、報告第2号筑豊広域都市公園の変更について、こちらについて、事務局より説明をお願いします。

報告第2号：都市計画課（西岡課長）

続きまして、報告第2号筑豊広域都市計画公園の変更についてご説明いたします。

座って説明させていただきます。

配布しております資料1ページの目次に沿って説明させていただきます。

2ページをお願いします。都市計画決定の目的について説明いたします。

相田市営住宅を建設するために、都市公園である相田公園を廃止し、また代替公園として近接する住宅跡地をそれぞれ都市公園として都市計画決定するものでございます。

3ページをお願いします。経緯について説明いたします。

相田団地については、平成30年3月に策定された「飯塚市公営住宅等長寿命化計画」においては、優先的に建替えを行う団地として位置づけられていましたが、土地が限られていることなどから、現地建替え案も財源や工期の面で課題があり進展しておりませんでした。そのような状況の中、福岡県が県営相田団地の建て替えを実施したことで、県営相田団地跡地の活用という選択肢ができました。そこから、「県有地を活用して相田公園の代替地を造成し、現相田公園に1棟目を建設」という案が地元自治会から理解され、事業が進展しております。

このことから、現状の相田公園の都市計画決定を廃止し、代替公園として、近隣の住宅跡地をそれぞれ相田第1公園、相田第2公園、ともに仮称ですけども、新たに都市計画決定するものです。

4ページをお願いします。相田公園の概要と現状について説明いたします。

相田公園は、相田地区の南部に位置し、周辺には複数の公営住宅が近接する都市公園法に基づいた都市公園、街区公園であります。

面積は、約0.76ヘクタールで、鉄棒、すべり台、トイレ等の施設を有しております。

沿革としては、昭和49年11月に都市計画決定、昭和49年12月に事業認可、昭和52年2月に都市公園として公告しております。

5ページをお願いします。相田公園の現況写真を添付しております。すべり台やトイレ等もあり、多くの方に利用されております。

6ページをお願いします。相田公園、相田第1公園、相田第2公園の位置関係をそれぞれ示しております。青色のH区画が現在の相田公園で、

赤色の住宅跡地にそれぞれG区画、D区画にそれぞれ決定するものです。

7ページをお願いします。航空写真で相田公園、相田第1公園、相田第2公園の位置関係を示しております。

8ページをお願いいたします。今後のスケジュール案について説明いたします。

都市計画公園の変更については、本日の都市計画審議会で報告させていただき、8月上旬に原案を縦覧し、8月下旬に市民説明会を実施し、9月上旬から県と事前協議を実施する予定です。

その後、10月上旬に開催予定の都市計画審議会で経過を報告し、11月上旬から案の公告・縦覧し、12月上旬に開催予定の都市計画審議会で付議していただき、令和2年1月上旬から県の法定協議を実施し、2月に公告の予定であります。

今回の筑豊広域都市計画公園の変更（飯塚市決定）については、県と協議し、相田公園の廃止と相田第1公園、相田第2公園の都市計画決定の手続きは、同時に実施するようにしております。

相田第1公園、相田第2公園は都市公園法に基づく公園に追加し、令和2年2月中旬に告示する予定にしております。

また、新設する都市公園の名称につきましても、仮称で相田第1公園、相田第2公園にしておりますけれども、今後、協議を進めていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、資料の説明を終わります。

議長（依田会長）

はい、どうもありがとうございました。ただいま報告第2号につきましての報告、説明がありました。ご質問やご意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。スケジュールについては、先程ありました、8ページに従ってということになりますので、今年度中ということになります。

よろしいでしょうか。それでは、どうもありがとうございました。

用意されている報告事項については、以上でございます。

本日の議事は全て終了ということになります。この後は事務局の方に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

都市計画課 西岡課長

依田会長、どうもありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましても熱心なご意見等を頂き、事務局を

	<p>代表しましてお礼申し上げます。 本日は誠にありがとうございました。</p> <p>ここで本日併記しております、飯塚市都市計画マスタープランの工程についてご説明いたしたいと思っております。マスタープランの工程表をご覧ください。飯塚市都市計画マスタープランは都市計画の将来ビジョンやその実施に向けた土地利用をはじめとする、都市づくりの方針を明らかにするもので、都市計画に関する総合的な指針としての役割を果たしております。現在、プロポーザル方式により業者を選定しており、8月中旬には業者を決定する予定にしております。今後の工程につきましては、業務計画立案を8月から9月にかけて実施し、上位計画である飯塚市総合計画との整合性を図り、令和元年度から令和2年度にかけて行う予定にしております。また、策定委員会を令和元年11月から令和3年2月にかけて8回程度予定しております。飯塚市都市計画審議会においては、中間報告後の令和2年10月頃に一回目の報告を行い、その後令和3年に二回行う予定にしております。具体的な都市計画マスタープランの策定については、都市の現況と課題を令和元年中に実施し、全体構想策定の作成と地域別構想の策定を令和2年度に作成する予定にしております。また、実現化方策の作成を令和3年度に実施し、住民説明会を令和3年度の中盤で行いたいと考えております。マスタープランのとりまとめは、令和2年度中に中間報告を実施し、令和3年度で最終的なまとめを実施したいと考えております。現在のスケジュールは受注者の提案により変更する可能性がございますのでご了承ください。その際はまた、都市計画審議会の中でご報告させていただきたいと考えております。</p> <p>なお、次回の審議会の予定は、日程が正式に決まりましたら連絡をさせていただきますと思っております。</p> <p>また、本日の報酬につきましては、7月26日（金曜日）に指定の口座へ振込みをさせて頂くように考えておりますので宜しくお願いします。</p> <p>以上をもちまして、飯塚市都市計画審議会を閉会いたします。 本日はお疲れ様でございました。</p>
<p>会議資料</p>	<p>議案第1号 会長の互選について 報告第1号 都市計画審議会について 報告第2号 筑豊広域都市計画公園の変更について</p>
<p>公開・非公開の別</p>	<p>① 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者0人)</p>
<p>その他</p>	

